キヤノングローバル戦略研究所　研究主幹
国際医療福祉大学大学院
特任教授
松山 幸弘氏

厚労省所轄の財務データが示す社会福祉法人の潤沢な資産状況

財務省は介護事業者の経常収支差額率が8％に達し、中小企業の平均値2・2％を大きく上回ることを理由に、介護報酬の引き下げを主張した。介護業界の各関連団体は一斉に反発したが、厚生労働省が所轄する社会福祉法人の財務データ集計からも高収支差額率や、潤沢な純金融資産を保有する実態が明らかになった。非営利ホールディングカンパニーの創設と併せて医療法人と社会福祉法人のあり方について、松山幸弘氏に聞いた。

「社福は儲からない」を覆す財務諸表に現われた高収益

■社会福祉法人の内部留保が潤沢であり、然るべき措置が必要であるとの報道が繰り返されています。実態はどうなのでしょう？

松山　厚労省が所轄している社会福祉法人のうち施設経営を行っている社福350法人の財務データ集計分析結果を、キヤノングローバル戦略研究所のホームページにアップしました。社会福祉法人の法人名を明記した上で経常収支差額率や金融資産など重要な指標を主たる業務種類別に示しています。その結果、個々の法人の経営姿勢の違いがはっきりとわかります。

厚労省の福祉部会などで業界団体の方々は一般論として「社福は儲からないので、お金が溜まっていません」と主張するのですが、実際は内部留保の潤沢な法人がたくさん存在しています。データがその実態を示しています。現在、福祉部会で議論している社福の第二次基礎構造改革に向けた答申が出るときに、このデータに対する国民とマスコミからの質問に答えられるようにしておく必要があります。

閣議決定の指示に基づいて厚労省が約2万存在する全ての社福の財務諸表を集計していますが、その結果が公表されるのは来年の6月ぐらいでしょう。その前に社福の法改正の審議が開始されると予想されます。したがって、今回私が集計し公開した350法人の財務データが法改正の審議にも大きな影響を与えるように思われます。

■社福の業界団体は「儲かっていない」という主張をなかなか修正しないでしょうが、分析した350法人の財務諸表をどのように評価していますか。

松山　350法人には済生会や聖隷福祉事業団など別枠で扱うべき法人も含まれていますが、350法人合計の事業収入は1兆2935億円、株式会社の経常利益に該当する経常収支差額は544億円、経常収支差額率は4・21％。この経常収支差額率は良好な数字であると評価できます。

というのも、米国の非営利ホールディングカンパニーが医療・介護部門の収支予算を立てる際に、経常収支差額率は4～5％に設定しているのです。これに減価償却費が事業収入の5～6％あれば、事業収入の10％前後のキャッシュフローを確保でき、現在運営している施設の維持が可能になります。それ以上の利益率があれば追加投資ができるのです。ただし、わが国の社会福祉法人の場合、減価償却費の一部を国庫補助金等特別積立金取り崩しで相殺するので、その分キャッシュフロー・プラス額が少ないことに留意が必要です。

報道で取り上げられている内部留保を考える視点として2つあります。一つは会計上の内部留保、すなわち純資産の中の「その他積立金」と「次期繰越活動収支差額」の合計値です。

主たる業務種類別集計①　（億円）

	全体合計	病院あり複合体		
		済生会	聖隷福祉	その他
集計法人数	350	1	1	15
事業収入	1兆2,935億円	5,544	942	1,166
事業支出	1兆2,402億円	5,419	915	1,137
経常収支差額（同率）	544億円（4.21%）	140（2.52%）	39（4.16%）	39（3.33%）
総資産	2兆3,928億円	7,821	1,319	2,286
純資産	1兆4,638億円	4,070	463	1,794
国庫補助金等特別積立金	4,898億円	1,194	89	484
会計上内部留保	6,634億円	1,503	224	1,113
金融資産	4,724億円	1,707	104	644
借入金	6,265億円	2,373	310	240
純金融資産	▲1,540億円	▲667	▲206	404

（注）事業収入・支出＝事業活動収入・支出＋授産事業・就労支援事業収入・支出
会計上内部留保＝その他積立金＋次期繰越活動収支差額

図表「主たる業務種類別集計①」

350法人の合計は6634億円。もう一つは、金融資産から借入金を差し引いた純金融資産です。金融資産4724億円。借入金6265億円ですので、純金融資産はマイナス1540億円です。しかし、法人ごとに見ると大きな差があります。例えば済生会と聖隷福祉事業団は積極的に様々な事業を行っているため、必然的に借入金が多く、純金融資産がマイナスです。この2者の純金融資産マイナス額を合計すると約900億円で、全体のマイナス額1540億円の約6割を占めているのです。

この2者を除く「病院あり複合体」15法人の純金融資産は404億円で、総資産の17%に達しています。さらに、個別にはもっと潤沢な法人もあるのです。

補助金収入が経常収支差額を上回る保育所も存在

■350法人の財務内容を施設カテゴリー別に見ると、どんな状況にありますか。

松山　高齢者施設は123法人で、経常収支差額率が6・23%。厚労省所轄の社福は一法人一施設でなく、複数の都道府県で施設を運営しているために投資額も大きく、123施設の純金融資産は1179億円のマイナスになっています。しかし、純資産がこれだけのマイナスでありながら6・23%の経常収支差額率を計上しているのですから、厚労省所轄の社福は経営能力が高いと私は評価しています。こうした法人を伸ばすことが、本来の社福改革ではないでしょうか。

主たる業務種類別集計②　（億円）

	高齢者施設	保育所	高齢・保育併営	障害者施設
集計法人数	123	77	45	29
事業収入	2,127	435	899	339
事業支出	1,980	403	847	310
経常収支差額（同率）	132（6.23%）	32（7.31%）	47（5.23%）	29（8.59%）
総資産	5,758	672	2,274	640
純資産	3,454	509	1,412	520
国庫補助金等特別積立金	1,438	196	570	161
会計上内部留保	1,497	226	641	278
金融資産	796	179	337	176
借入金	1,975	101	651	67
純金融資産	▲1,179	78	▲314	109

（注）純金融資産が総資産に占める割合　保育所 11.6%、障害者施設 17.0%

図表「主たる業務種類別集計②」

一方、問題は保育所です。77施設の2012年度の経常収支差額率は7・31%で、2011年度と同水準でした。福祉部会で保育所の団体の方は「保育所は財務状態が苦しい」と発言しました。保育所団体が保育所経営社福の約3分の1のデータを集計したところ、経常収支差額率は4%台だったとのことです。しかし、この4%台は上場企業の経常利益率と同水準です。

私は、厚労省所轄になっている規模の大きい社福の保育所ほど経常収支差額率が高いことを2011年度の調査で確認しました。しかし、保育所経営社福は積極的投資を行っていないので、経常収支差額率が低くても多くの社福が純金融資産プラスです。資金を滞留させていると言えるでしょう。これに対して高齢・保育併営の345法人は高齢者施設に積極投資を行っていることから、純金融資産が314億円のマイナスです。

■障害者施設社福は格段に黒字率が高く純金融資産が大

松山　障害者施設29法人の2012年度経常収支差額率は8・59%です。前年度も9・9%でした。しかも640億円の純資産に対して、純金融資産が109億円もあるのです。

これまで障害者施設の財務状態が議論されることはありませんでした。しかし、これだけ潤沢な実態があるのですから、いずれ政策課題に取り上げられる時期が来るでしょう。

■その一方で、児童養護施設の経常収支差額率が3・49%と低いですね。

松山　児童養護施設には財政支援が必要だと思います。制度のあり方も問題で、児童養護施設に入居している子供さんは18歳になったら施設を出なければならないとのことです。しかし、努力して大学や専門学校に進むことを希望している子供に対しては社福全体で学費を援助してあげるべきではないでしょうか。

■個別の法人の財務諸表で問題視すべき事象はないでしょうか。

松山　A法人とB法人の財務諸表を見てみましょう。A法人は経常収支差額率が28・89%で、51億円の総資産に対する純金融資産が24億円と50%に近い水準です。他にも異常な数字が並んでいますが、事業収入のメインは介護報酬ですから、相当なコストダウンに成功しているのでしょう。そうであれば職員の給与を引き上げる余力が十分にあります。

2013年度から社福の財務データは全て公開されますが、それに真っ先に反応するのは職員です。「経常収支差額率が高いのなら給与を引き上げよ」と職員たちに要求されるはずです。

一方、B法人の場合、積極投資をしながら7・64%の経常収支差額率を計上していま

す。借入金返済能力にも問題はありません。この経営者は将来キャッシュフローを計算する能力があると思われます。

さらに保育所では補助金収入が経常収支差額を上回っている法人がありますが、そうした法人の内部留保と金融資産の源泉は全て補助金、つまり税金です。経営者は「自法人の資産だ」と考えていますが、明らかにおかしいのではないでしょうか。あるいは「病院なし複合体」社福には補助金収入と国庫補助金がなくても黒字の法人もあります。

これだけ必要のない補助金が支払われている以上、社会福祉法人制度改革において、黒字の一定額を社会還元すべきであると議論されるのは必然の流れでしょう。

非営利HDの議論はボタンを掛け違えて混乱

■厚労省の検討会が進めている非営利ホールディングカンパニーの議論が混乱状態に入っていると指摘されています。何が混乱の原因なのでしょうか。

松山　厚労省の検討会で議論している地域連携型医療法人制度は愚策としか言いようがありません。ますます議論の中身が悪化しています。非営利HDCは株式会社形態の持ち株会社と異なることが理解されていないのです。持ち分あり医療法人を統合した組織が非営利HDCになるとされていますが、持ち分あり医療法人を中心に統合すれば既にわが国に多数存在する株式会社MS法人を核に形成された医療グループが誕生するだけです。医療団体は配当禁止を根拠に持分あり医療法人を非営利としていますが、厚労省が医療法人検討会に提出した資料の中には、大審院判例（大判昭元12・27民集5．906）の「毎年利益配当しない場合であっても解散時にまとめて社員に残余財産ということにして分配することを契約しているのであれば、法人形態として営利法人として違いない」が紹介されています。そもそも普段はライバル関係にある持ち分あり医療法人がグループを組むことなどあり得ません。

非営利HDCの目的は、財政危機の本格化に備えて強固なセーフティーネット事業体を創造することにあります。新たな法人制度をつくらなくても「一定要件を満たす社会医療法人と社会福祉法人に非営利子会社・株式子会社をホールドする機能を付与する規制緩和」と「国公立病院、大学病院の社会医療法人化と地域内統合」によって、非営利HDCを設立できるのです。

■厚労省が、非営利ホールディングカンパニーが株式会社に出資する案を示したことへの反発もあるそうですね。

松山　医薬品などの共同購入やシーツのクリーニングなどを行う株式会社が想定されています。株式会社という形態に何でもかんでも反対する医療系の団体がありますが、この株式会社の場合、株主が非営利HDCなので、配当金が特定の個人に入ることはありません。従って配当金が発生しても、非営利性が毀損されることはありません。

非営利HDCが子会社をホールドするのは持分権ではなく人事権です。

また、検討会では「カンパニー」という言葉を使用したくないという発言も出ましたが、これも的外れです。英語圏でカンパニーは営利と非営利の双方に使用されています。「カンパニー＝法人」なので、カンパニーという言葉を否定するのなら、医療法人という用語も否定することになります。

■ありがとうございました。

高齢者施設社福の財務データの例

（百万円）

	A法人	B法人
事業収入	1,415	4,050
利用料収入	0	817
補助金収入	0	0.2
国庫補助金等取崩額	30	178
事業支出	1,010	3,678
経常収支差額（同率）	409（28.89%）	309（7.64%）
総資産	5,109	12,515
純資産	4,911	6,932
国庫補助金等特別積立金	587	4,456
会計上内部留保	3,451	2,121
金融資産	2,459	1,423
借入金	14	5,404
純金融資産	2,445	▲3980

◎B法人は借入金により積極的に規模拡大を図りつつ7%を超える黒字率を達成していることは経営能力が高いと評価できる。仮に毎年の黒字の一部の拠出を義務付けられても返済能力に問題ない。

◎A法人には職員給与引き上げ余力が十分あるように思われる。

図表「高齢者社福財務データの例」

保育所社福の財務データの例

（百万円）

	C法人	D法人
事業収入	1,092	679
利用料収入	11	5
補助金収入	246	200
国庫補助金等取崩額	9	22
事業支出	956	511
経常収支差額（同率）	139（12.69%）	167（24.59%）
総資産	1,075	1,025
純資産	822	868
国庫補助金等特別積立金	100	379
会計上内部留保	720	481
金融資産	795	405
借入金	47	87
純金融資産	748	318

保育所専業77法人のうち
経常収支差額率10%以上
20法人
純金融資産がプラス
55法人

C法人、D法人共に
補助金収入＞経常収支差額
↓
内部留保及び金融資産の
源泉は全て補助金

図表「保育所社福財務データの例」